

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 佐 藤 薫	所属庁・官職 大阪地方・家庭裁判所堺 支部 判事補	派遣先 米国 ワシントン大学セントルイス校
提 出 書 面 平成26年7月30日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月5日～7月30日） 同年7月7日～7月30日 カリフォルニア大学デービス校にてサマープログラム受講		
キーワード欄 ・ Orientation in U.S.A. Law の受講 ・ 州拘置所の見学 ・ 連邦裁判所の見学 ・ 州裁判所の見学 ・ [REDACTED] ・ [REDACTED]		

平成26年7月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学セントルイス校)

大阪地方・家庭裁判所堺支部 判事補 佐 藤 薫

報告書簡（第1回）

平成26年7月5日～7月30日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 カリフォルニア大学デービス校でのサマープログラムの受講

1 受講内容

7月7日より、アメリカ法についてのオリエンテーションプログラムを受講し、アメリカ諸法についての基礎的なレクチャーを中心に講義を受けました。

2 各種見学について

(1) 州拘置所の見学

上記プログラムの一環として、州拘置所 (Yolo County Jail) の見学をいたしました。

未決拘禁者を中心に収容しているとのことからか、被収容者は相当程度緩やかな規律のもとに生活しているように窺われました。

(2) 連邦裁判所の見学

上記のプログラムの一環として、連邦裁判所 (Federal Courthouse, Sacramento) の見学をいたしました。

治安判事の職務 (Federal Magistrate's Office) を見学いたしましたが、裁判官が公開法廷において口頭で直接保釈の許否及び条件等について告知していることや、保釈の許否及び条件等に関連して被告人質問を行っているなど、わが国の実務では通常みられない手続内容が興味深くありま

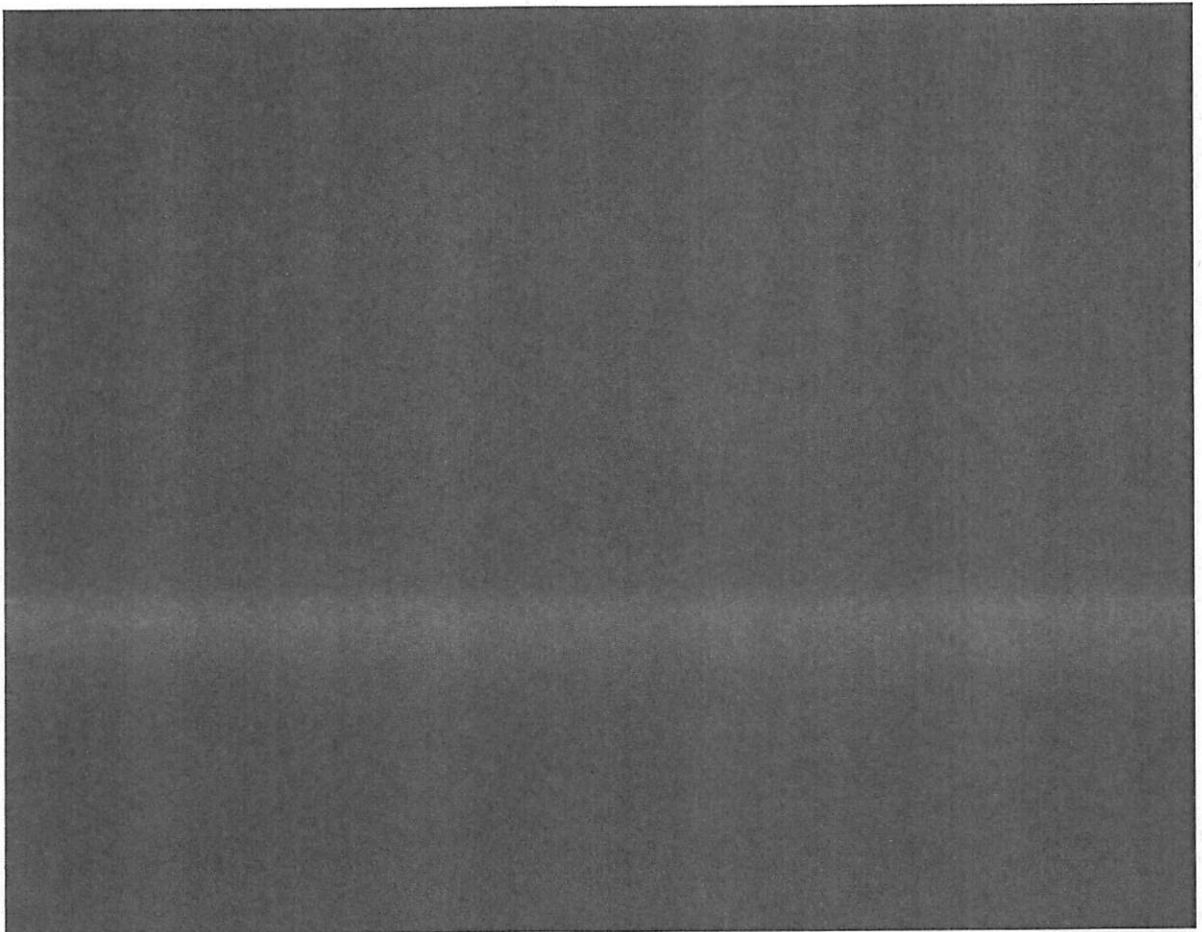
した。

(3) 州裁判所の見学

上記プログラムの一環として、州裁判所 (Sacramento Superior Court) を見学いたしました。非常に厳粛な様相の連邦裁判所とは若干雰囲気は異なっている印象も受けました。

傍聴した事件は、専門家証人に対する尋問であったためもあって、争点及び尋問内容を把握することが困難でしたが、裁判官の執務室において執務状況等についてお話を伺うことができ、有意義なものでした。

第二 生活面等について



以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 佐 藤 薫	所属庁・官職 大阪地方・家庭裁判所堺 支部 判事補	派遣先 米国 ワシントン大学セントルイス校
提 出 書 面 平成26年9月3日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月31日～9月3日） 同年7月31日～8月2日 カリフォルニア大学デービス校にてサマープログラム受講 同年8月11日～同月24日 ワシントン大学セントルイス校にてオリエンテーションプログラムの聴講 同月25日～9月3日 ワシントン大学セントルイス校にて秋学期講義聴講		
キーワード欄 ・オリエンテーションプログラムの受講 ・連邦裁判所の見学 ・XXXXXXXXXX		

平成26年9月3日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学セントルイス校)

大阪地方・家庭裁判所堺支部 判事補 佐藤 薫

報告書簡(第2回)

平成26年7月31日～9月3日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 カリフォルニア大学デービス校でのサマープログラムの受講(承前)

前回報告書簡に記載したものに引き続き、8月1日まで、アメリカ法についてのオリエンテーションプログラムを同校にて受講し、アメリカ諸法についての基礎的なレクチャーを中心に講義を受けました。

第二 ワシントン大学セントルイス校でのオリエンテーションプログラムの聴講

- (1) 8月11日より、2週間の日程でワシントン大学でのオリエンテーションプログラムの聴講をいたしました。

あくまでL. L. M学生向けのプログラムではありますが、アメリカ法についての基礎的なレクチャーに加え、米国式ロースクールにおける講義の在り方等や臨み方等についても講義があり、参考になりました。

- (2) 連邦裁判所の見学

上記のプログラムの一環として、連邦裁判所の見学をいたしました。

Chief judge の講話のほか、裁判所内の見学をいたしました。

第三 ワシントン大学セントルイス校の秋学期の講義の聴講

大学より聴講の許可を得て、秋学期の講義の聴講をしております。

保釈についての1984年の連邦法改正(The Bail Reform Act of 1984)に関

連しての最高裁判例の検討などが興味深くありました（いわゆる予防拘禁
(preventive detention) についての憲法判断に係るもの）。

第四

第五 その他

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 佐 藤 薫	所属庁・官職 大阪地方・家庭裁判所堺 支部 判事補	派遣先 米国 ワシントン大学セントルイス校
提 出 書 面 平成26年10月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月4日～10月1日） 同年9月4日～10月1日 ワシントン大学セントルイス校にて秋学期講義聴講，並行して連邦裁判所の訪問		
キーワード欄 ・ 秋学期講義の受講 ・ 連邦裁判所の訪問，傍聴 ・ 		

平成26年10月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学セントルイス校)

大阪地方・家庭裁判所堺支部 判事補 佐藤 薫

報告書簡(第3回)

平成26年9月4日～10月1日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ワシントン大学セントルイス校の秋学期の講義の聴講

引き続き秋学期の講義の聴講をしております。

刑事訴訟法の講義では、連邦法上の証拠開示の範囲が案外狭く、実際上任意開示によって多くの証拠が開示されているとのことで、印象的でした。この点については、実際の裁判を傍聴する中で、実態を学んでいきたいと考えております。

法理学のゼミナールでは、いわゆるポストモダン学派の思想の概略を学んだ後、近時の自然法論者(John Finnis氏)の論稿を批判的に検討するといった内容の講義が行われ、非常に興味深いものがありました。なお、余談となりますが、その際前提としてSt. Thomas Aquinas氏の1273年に著された論稿を検討する機会があり、およそ740年前の論稿(しばしば言及されるアリストテレスについて言えば一層古い時代のものになりますが)が、現代法理学においても歴史的な意味においてではなく検討対象となっていることが印象的でした。

第二 連邦裁判所訪問・傍聴

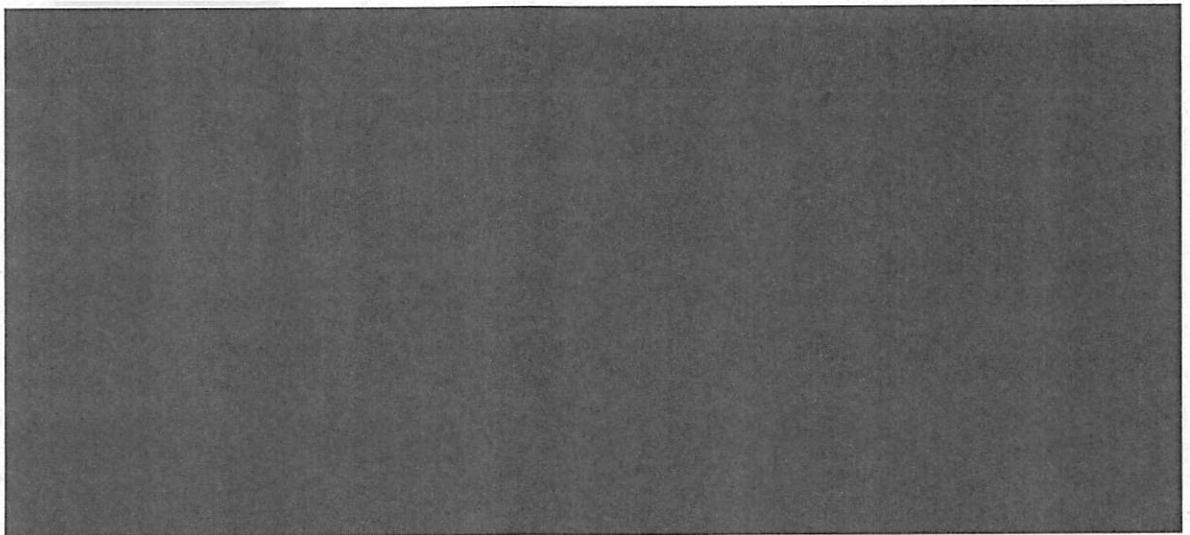
連邦治安判事(U.S Magistrate Judge)の[]に連絡を取り、訪問いたしました。判事は非常に親切な方で、当職の興味のある分野を伝えると、

傍聴についてのアドバイスをいただきました。

また、当日は別の裁判官が担当されるトライアルの初日とのことで、傍聴させていただきました。当該事件は脱税に関する租税事件でして、弁護人は故意を争うという主張をしておりました。冒頭陳述に引き続き3名の証人尋問を傍聴し、当事者主義が徹底された審理との印象を受けました。

今後も秋学期講義の傍聴とのバランスをとりつつ、他の裁判所も含め、継続的に事件の傍聴をしていきたいと考えております。

第三



以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名 佐 藤 薫	所属庁・官職 大阪地方・家庭裁判所堺 支部 判事補	派遣先 米国 ワシントン大学セントルイス校
提 出 書 面 平成26年11月2日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月2日～11月2日） 同年10月2日～11月2日 ワシントン大学セントルイス校にて秋学期講義聴講，並行して州裁判所の訪問		
キーワード欄 ・ 秋学期講義の受講 ・ 州裁判所の訪問，傍聴		

平成26年11月2日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学セントルイス校)

大阪地方・家庭裁判所堺支部 判事補 佐藤 薫

報告書簡(第4回)

平成26年10月2日～11月2日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ワシントン大学セントルイス校の秋学期の講義の聴講

引き続き秋学期の講義の聴講をしております。

刑事訴訟法の講義では、有罪答弁の有効となる要件や、これに関連する裁判例の検討、司法取引とこれに関連する検察官による訴訟活動の憲法適合性についての裁判例の検討、陪審員選任過程における当事者の恣意的な不選任権行使についての検討、とりわけ人種的、あるいは性別的な選別に基づく不選任権行使の適法性、合衆国憲法修正第6条による証人尋問への立会と証人保護に関する裁判例の検討などについての講義を聴講いたしました。差別的な訴訟活動に関連する裁判例等については、我が国ではやや顕在化しにくい面があると思われ、講義を聴講することで問題意識を改めることができ、参考になりました。

法理学のゼミナールでは、John Locke, John Rawls, 担当教授である

氏の論文等を素材とした議論を聴講いたしました。

John Rawls を取り上げた回においては、アメリカにおける経済的なものに端を発すると思われる教育環境等の格差が切実な問題であることを改めて痛感しまし

た。また、これらの文献の原典に当たることや、今回の講義の聴講を通じて、
[redacted]が著書や論文等でも指摘されるように、文献を検討するにあたっては、当該文献の書かれた社会的・文化的・歴史的コンテキストや、当該文献の純理論的な価値のみならず、政策的意図といった背景を探りつつ検討することが非常に重要であることを改めて感じました。

法の支配に関する講義の回において印象的であったのは、政治的な問題について裁判所が判断をしていくことの正当性・正統性について議論でした。この点は我が国においても、民主的な選別を経ていない裁判官が政治的・政策的なカテゴリについて判断を示していくことの当否として憲法学上の論点となっておりますが、アメリカにおいては、州裁判所と連邦裁判所とで選任過程が異なる点などもあり、興味深いものでした。

第二 州裁判所訪問・傍聴

[redacted]に連絡を取り、ミズーリ州第21巡回裁判所(21st Judicial Circuit Court of Missouri : いわゆる郡裁判所(County Court))を訪問しました。当日は、保護観察期間において、問題が生じた当事者について、今後の方針をどのようにするかといった点を議論する期日(Probation Docket)でした。公開の法廷において、多数の当事者の事件を連続的に処理していく形でしたが、裁判所が保護観察の具体的な実施について主体的に関与していく点が印象的でした。また、弁護士及び検察官を交えたカンファレンスにも同席させていただき、法的論点についてその場で問題点を整理した上で、的確に期日を進行させていく様子は参考になりました。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 佐 藤 薫	所属庁・官職 大阪地方・家庭裁判所堺 支部 判事補	派遣先 米国 ワシントン大学セントルイス校
提 出 書 面 平成26年12月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月3日～12月1日） 同年11月3日～12月1日 ワシントン大学セントルイス校にて秋学期講義聴講，並行して州裁判所の訪問		
キーワード欄 ・ 秋学期講義の受講 ・ 州裁判所の訪問，傍聴		

平成26年12月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学セントルイス校)

大阪地方・家庭裁判所堺支部 判事補 佐藤 薫

報告書簡(第5回)

平成26年11月3日～12月1日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ワシントン大学セントルイス校の秋学期の講義の聴講

引き続き秋学期の講義の聴講をしました。

法理学のゼミナールでは、[REDACTED]や、[REDACTED]らの論文等を素材とした議論を聴講いたしました。

フェミニズム法学についての議論の回では、当該事柄が、女性ゆえの事柄なのか、あくまでジェンダーと評価されるべき事柄なのかといった議論、所謂ケアの倫理と女性の社会進出の問題についての議論等示唆に富むものでした。また、機能主義については複数回にわたって講義が行われましたが、とりわけ司法作用における機能主義、ひいては米国における裁判官選任の政治化の問題については、司法積極主義その選任過程の面などから我が国とは大きくバックグラウンドを異にするとはいえ、当職が裁判官として職務を行うにあたっても非常に考えさせられる事柄でした。

このほか、刑事訴訟法の講義では、量刑判断についての手続上の制約に関する問題や、二重の危険についての講義等を聴講いたしました。特に、二重の危険の

判断については、事件の同一性の判断基準が我が国におけるものとは相当に異なっており、示唆的でした。

第二 州裁判所訪問・傍聴

に連絡を取り、ミズーリ州第22巡回裁判所（22nd Judicial Circuit Court of Missouri：いわゆる市裁判所（City Court））を訪問しました。当日は、一般的な少年保護についてのお話を伺うとともに、今後の期日の指定状況をお知らせいただいたので、12月からは少年審判の傍聴を行うことができると思われま

す。今回の報告期間中に傍聴した事件で印象的であったものとしては、殺人・放火に係る犯人性否認事犯でした。郡裁判所で傍聴したのですが、事件性は争点ではなく、犯人性のみが事実認定上の争点と思われるにもかかわらず、遺体の状況を詳細にカラー写真で展示しながら医師に対する証人尋問が行われていたことには驚かされました。また、被告人は公判では黙秘しておりましたが、捜査機関による取調状況（供述は変遷しているが、いずれも否認しているもの）の録音録画媒体を長時間にわたって再生していたことも印象的でした。

第三 その他

先日発生した

案件について、州裁判所の大陪審が不起訴の判断を行いました。

報道によれば、別途連邦捜査機関において公務員権限の濫用あるいは踰越といった観点から捜査がなされているとのことですが、これらの事件や司法判断等背景等に関連して、ワシントン大学セントルイス校においてもシンポジウムなどが行われるようであり、可能な範囲で傍聴していきたいと考えております。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 佐 藤 薫	所属庁・官職 大阪地方・家庭裁判所堺 支部 判事補	派遣先 米国 ワシントン大学セントルイス校
提 出 書 面 平成26年1月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年12月2日～平成27年1月1日） 同年12月2日～平成27年1月1日 州裁判所の訪問，アテンド日程の調整		
キーワード欄 ・ 州裁判所の訪問，傍聴		

平成26年1月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学セントルイス校)

大阪地方・家庭裁判所堺支部 判事補 佐藤 薫

報告書簡(第6回)

平成26年12月2日～平成27年1月1日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ワシントン大学セントルイス校の講義の聴講について

秋学期の講義が終了したため、本報告書記載の期間については、講義の聴講はいたしませんでした。

平成27年1月より春学期の講義が開講されるため、これを聴講したいと考えております。

第二 州裁判所訪問・傍聴

先月に引き続き、州裁判所(市裁判所及び郡裁判所)を訪問し、傍聴等を行いました。

その中で印象的であった事件としては、郡裁判所で傍聴した性暴行に係るトライアルがありました。いわゆる1対1の証拠構造の事案で、被害者とされる人物が被害当時、アルコール等の影響を受けていたことや、被害態様の不自然さ等が弁護人により指摘されるもので、弁論は非常に説得的なものに思われ、他方で検察官の論告はやや抽象的な指摘が目立つように感じました。

結果として被告人は有罪となりましたが、判断はかなり難しかったのではない

かと推察しております。

傍聴後に判事からお話を伺ったところ、米国でもこのような1対1の証拠構造型の事件、特に性犯罪については判断が困難であることや、そのため陪審員の評議がスタックしてしまうことの懸念、また、近時の傾向として訴訟化される割合が増加しているのではないかといった判事の実感等を伺うことができました（近しい間柄での事案等について、従前は顕在化することなく終わっていたのではないかと指摘されていました。）。

このほか、市裁判所において家事事件を傍聴した際、親族等の法廷内に登場する人物の多さ、クリスマス時期には裁判所（家事・少年を担当している別館）内がデコレーションされていたことが印象的で、裁判所に暖かさを感じました。

今回は日程が合いませんでした。が、今後は少年審判についても傍聴できればと考えております。

第三 その他

1 先日発生した

案件が発生しました。

報道によれば、本件に関連しても抗議デモが行われ、一部暴徒化する場面もあったとのことでしたが、当職においては特段危険な状況にはありません。引き続き、本件や司法判断等に背景等に関連して、ワシントン大学セントルイス校におけるシンポジウム等があれば可能な範囲で傍聴していきたいと考えております。

2 平成27年2月に、福岡高等裁判所より、米国における女性の採用及び登用の拡大等に関する実情調査を当地で実施されとのことで、その日程の調整等を開始いたしました。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 佐 藤 薫	所属庁・官職 大阪地方・家庭裁判所堺 支部 判事補	派遣先 米国 ワシントン大学セントルイス校
提 出 書 面 平成27年2月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月2日～同年2月1日） 平成27年1月2日～同年2月1日 春学期講義の聴講，州裁判所の訪問		
キーワード欄 ・ 春学期講義の聴講 ・ 州裁判所の訪問，傍聴		

平成27年2月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学セントルイス校)

大阪地方・家庭裁判所堺支部 判事補 佐藤 薫

報告書簡(第7回)

平成27年1月2日～同年2月1日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ワシントン大学セントルイス校の講義の聴講について

春学期の講義の開講にともない、証拠法(evidence)の講義と White-Collar Crime についての講義を聴講しております。

証拠法の講義においては、原則として刑事手続と民事手続に適用される連邦証拠規則が同一であることなど、我が国における証拠法制との相違点が多々あることなどが印象的でした。講義を聴講した範囲では、証拠採否に関する裁判官の裁量の幅が広く、当事者が異議を留めなかった論点については上級審において基本的に当否判断の対象とならない点など、証拠法における当事者主義の発露とみられる規整も興味深いものでした。

White-Collar Crime の講義においては、いわゆる経済刑法に関する総説的な講義に加え、実務家のゲストスピーカーを交えて実際のプラクティスにおける留意点等についての講話を伺うことができ、大変興味深くありました。また、米国では、経済犯罪についての起訴不起訴判断の指標となるファクターが公表されており、これを踏まえたリーガルアドバイスが弁護士には必要とされるといった点な

どが印象的でした。

第二 州裁判所訪問・傍聴

先月に引き続き、州裁判所（市裁判所及び郡裁判所）を訪問し、傍聴等を行いました。

市裁判所で傍聴した少年審判では、当初の想定と異なり、期日当日になって少年が供述を変遷させたため、急きょトライアルを実施することになりました。担当裁判官によれば、このような審判期日における供述の変遷は時折みられるものの、そう多くはないとのことでした。日程の都合がつけば同事件のトライアルについても傍聴したいと考えております。

また、郡裁判所で傍聴した刑事トライアルでは、陪審員の選任手続きの傍聴をいたしました。同手続きでは、当事者からかなり多くの質問がなされ、質問内容としては人種や犯罪歴にかかわるバイアスの有無を探ろうとする意図と思われるものが相当多数にのぼったことが印象的でした。同事件の被告人及び被害者とされる者、関係する証人の多くが African-American であったことや、前科前歴のある関係者が多くいたことから当事者双方がこのような質問をしたものと思われました。同事件の評議では、評決が合致しなかったことから、再度トライアルを行うことになりましたが、聴講している講義との兼ね合いで傍聴することができず、残念に思います。

第三 その他

前回報告書記載のとおり、平成27年2月に、福岡高等裁判所より、米国における女性の採用及び登用の拡大等に関する実情調査を当地で実施されるとのことで、引き続き、その日程の調整等を行いました。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏 名 佐 藤 薫	所属庁・官職 大阪地方・家庭裁判所堺 支部 判事補	派遣先 米国 ワシントン大学セントルイス校
提 出 書 面 平成26年3月1日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月2日～同年3月1日） 平成27年2月2日～同年3月1日 春学期講義の聴講，市裁判所の訪問・傍聴 同年2月23日～26日 各裁判所・検察官事務所の訪問への随行		
キーワード欄 ・ 春学期講義の聴講 ・ 各裁判所・検察官事務所の訪問，傍聴		

平成27年3月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(米国・ワシントン大学セントルイス校)

大阪地方・家庭裁判所堺支部 判事補 佐藤 薫

報告書簡（第8回）

平成27年2月2日～同年3月1日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ワシントン大学セントルイス校の講義の聴講について

先月に引き続き、証拠法 (evidence) の講義と White-Collar Crime についての講義を聴講しております。

証拠法の講義においては、本報告期間は伝聞法則及びその例外を中心した内容を聴講いたしました。我が国とは伝聞法則の適用対象となる供述の範囲や、それに伴う例外の規整が異なるなど、興味深い内容でした。

White-Collar Crime の講義においては、先月に引き続き実務家のゲストスピーカーを交えて様々な内容について聴講いたしました。印象的であった内容としては、米国郵便局の郵便を介した詐欺等について、広範な実行行為を捕捉できる条文となっていることで、通常の詐欺であれば州管轄となるものを連邦管轄として処理でき、罰金の徴収主体も異なってくる点に米国独自の問題状況が伺われ、興味深かったです。

第二 州裁判所訪問・傍聴

先月傍聴した少年審判の期日変更により実施されたトライアル等の傍聴を行い

ました。当日は共犯とされる別少年のトライアルも行われたため、2件のトライアルを傍聴しましたが、先月に引き続きのものについては訴追担当者が事実を落とした内容の訴因を追加したため、争いがなくなり短時間で終了しました。訴追側としては、共犯とされる上記別少年が犯人性を否認していたことなどから、相互に少年をトライアルの審判に証人として召喚することを避けたかったようで、日本よりもこの辺りは柔軟に処理されているように見受けられました。上記別少年については警察官2名の証人尋問等を経て犯罪事実が認定され、身柄付き処分となりましたが、犯罪事実の認定については特に理由の説明はなく、他方で要保護性についてその場で裁判官が両親と議論をたたかわせていたのが印象的でした。

第三 その他

平成27年2月23日から26日の間、福岡高等裁判所人事課長補佐による米国における女性の採用及び登用の拡大等に関する実情調査に随行しました。連邦高裁、連邦地裁、州裁判所、市裁判所、州高裁、市検察官事務所と多岐にわたる部署を訪問いたしましたが、いずれもの部署も入念な準備の上、当日も丁寧に応対していただくなど、快く調査に応じていただくことができました。その過程で印象的だった内容としては、上記調査と直接の関連は薄いものの、米国の裁判所（州の裁判所については各州によりますが）ではE-Filingというシステムが普及しており、当事者がデータで訴訟関係書類を提出し、オンライン上で各当事者が閲覧できるとのことで、このシステムが導入されたことにより事務手続の効率がかなり向上したとのことでした。